

地域林政アドバイザー活用推進要綱第2（1）②オに定める林野庁が実施する研修に準ずると林野庁が認める研修の認定基準及び認定手続きについて

平成30年2月1日（29林整研第278号）制定

平成31年4月5日（31林整森第3号）一部改正

地域林政アドバイザー活用推進要綱（平成29年7月31日付け29林整計第141号林野庁森林整備部計画課長、研究指導課長連名通知）第2（1）②オに定める林野庁が実施する研修に準ずると林野庁が認める研修について、認定の基準及び認定の手続きは下記のとおりとする。

記

第1 林野庁が実施する研修に準ずると林野庁が認める研修の認定基準

森林・林業に関する知識・技術の付与を目的として、都道府県、市町村、その他民間団体が実施する研修であって、以下の要件を満たすものとする。

1. 研修内容

原則として、下表に掲げる全ての事項に関する講義、実習、討議等を含むこと。なお、研修目的に応じて、下表に掲げる事項以外に林業技術や木材利用、地域課題の解決等に関する事項を含むことは差し支えない。

また、法人に在籍して市町村から委託業務として特定の地域林政支援活動のみに従事する者の場合は、業務に関連する研修内容のみでも可とする。

研修事項	内 容
森林計画制度、森林法令	・市町村森林整備計画・伐採及び伐採後の造林届出等制度 ・森林の土地の所有者届出制度 ・林地開発許可制度、保安林制度
森林経営管理制度	・経営管理意向調査 ・経営管理権集積計画・経営管理実施権配分計画
森林経営	・森林経営計画の作成 ・境界明確化、施業集約化
森林整備	・伐採・造林及び路網整備の技術や実務
森林情報の活用	・林地台帳の整備・運用 ・森林GISの活用

2. 研修時間

合計で16時間以上設けられていること。

第2 研修の認定手続き

- 1 研修実施主体は、(別紙様式により) 認定申請書を作成し、林野庁森林利用課へ提出することとする。
- 2 林野庁は、申請書の内容が第1の要件と合致するか審査を行い、審査結果を申請者へ通知するものとする。

第3 その他

第2により認定された研修については、同研修として過去に実施されたものも含め、認定研修として認めるものとする。

附 則 (平成31年4月5日付け31林整森第3号)

この通知は、平成31年4月5日から施行する。

また、この通知による改正前の本要綱に基づいて実施した取組にあっては、なお従前の例によることとする。

別紙様式

平成 年 月 日

林野庁森林利用課長 殿

地域林政アドバイザー研修認定申請書

申請者名

住 所

連絡先

E-mail

地域林政アドバイザー活用推進要綱第2（1）② オに定める林野庁が認める研修として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 研修名

2 研修の実施主体

3 研修内容 別紙のとおり

※研修計画又はカリキュラム（具体的な研修内容、予定講師名、研修時間等がわかるもの）を添付のこと

4 研修期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日